

著作物 とは何？

杉山 務

1

28年度【知的財産法】杉山 務

正しければ○, 誤っていれば×を【 】の中に書きましょう。

無断で行っても著作権侵害となりませんか。

1【 】従業員5名以下の企業において全社員に配付するために自社を紹介した新聞記事をコピーする行為

2【 】大学の入学試験問題に、公表された論文の一部を使用する行為

3【 】受験予備校において、その授業で使用するために、市販教材の一部をコピーする行為

2

28年度【知的財産法】杉山 務

勝沼ワイナリー看板事件

東京地裁250702



原告看板



被告看板

被告の看板は原告の著作権を侵害するか

3

28年度【知的財産法】杉山 務

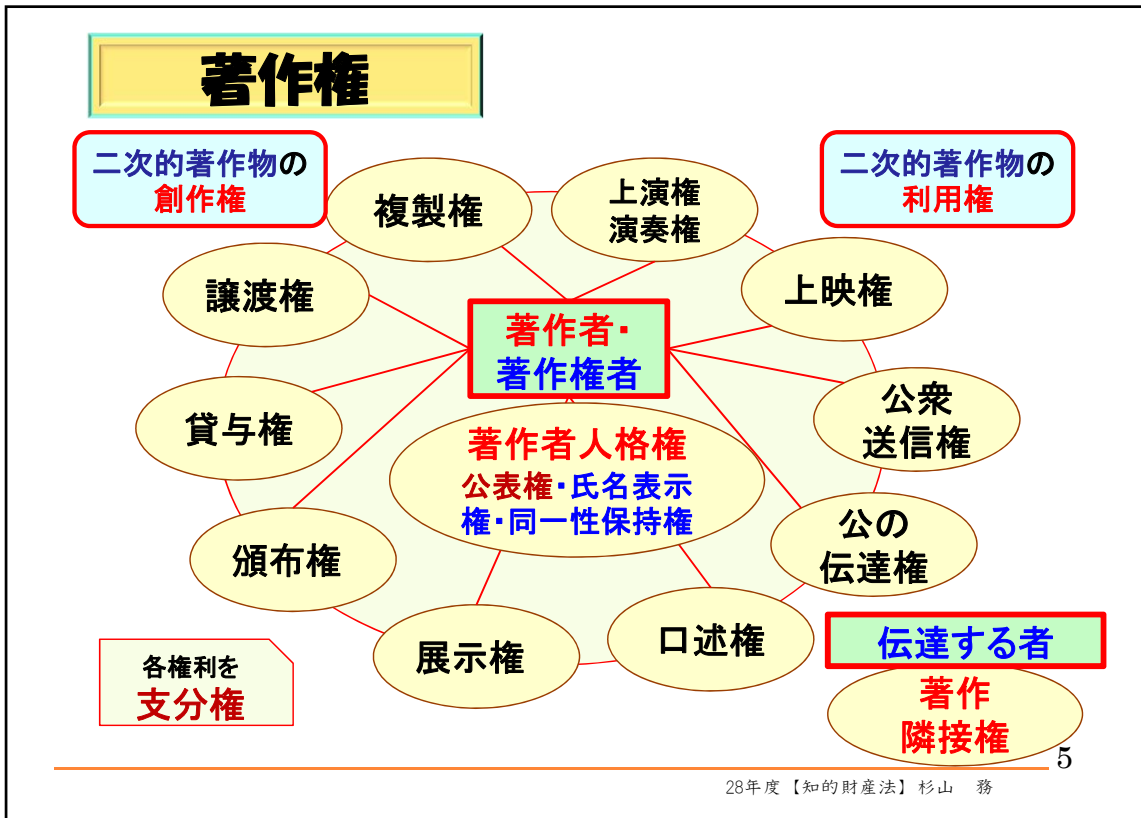
- ① 看板に文字, 矢印及び距離, 図形の表示は, 一般的
- ② 文字のバランスに工夫があるとしても, ありふれたもの
- ③ 書体の形態は情報伝達機能を発揮するため 必然的
- ④ 濃い青色と白色と黄色を採用は, ありふれたもの
- ⑤ 文字と図柄の 単純な組合せ

創作性を有しているとは認められない

著作権法上 保護されるに足る創作性があるということはない

4

28年度【知的財産法】杉山 務



- # 著作物
- 10条
- 著作物の例示 (おおむね次のとおり)
- 一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の**言語の著作物**
 - 二 **音楽の著作物**
 - 三 **舞踊又は無言劇の著作物**
 - 四 絵画, 版画, 彫刻その他の**美術の著作物**
 - 五 **建築の著作物**
 - 六 地図又は学術的な性質を有する図面, 図表, 模型
その他の**図形の著作物**
 - 七 **映画の著作物** 八 **写真の著作物**
 - 九 **プログラムの著作物**
- 他に 二次的著作物, 編集著作物, データベースの著作物
- 6
- 28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

保護対象となる著作物

一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物

短歌, 俳句, 詩歌, エッセイ, シナリオ
演説, 説教, 座談会の会話, 暗号, 手話
点字, 職業別電話帳, 選挙当落予想図 など
事実の伝達にすぎない雑報又は時事の報道は該当しない

二 音楽の著作物

楽曲, 楽曲を伴う歌詞
即興演奏(浪花節, ジャズ等)
楽譜に表示されている必要はない

7

28年度【知的財産法】杉山 務

交通安全スローガン事件

東地130530

ボク安心 ママの膝より チャイルドシート

全国交通安全スローガン最優秀賞

ママの胸より チャイルドシート

交通安全テレビCM

争点:

- 1 スローガンの著作物性の有無
- 2 著作権(複製権)侵害の有無

- 1:著作権法における「創作的に表現したもの」とは, 厳密な意味で, 独創性の発揮されたものであることまで求められないが, 作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であるが, スローガンは個性が十分発揮されており著作物性を有する
- 2:スローガンの創作性を根拠付ける部分で相違しており複製権を侵害しない

8

28年度【知的財産法】杉山 務

桃中軒雲右衛門事件

明治・大正期の浪花節師であった桃中軒雲右衛門の**実演**が著作物と言えるか、**浪花節の実演が著作権を有するか**を争った「桃中軒雲右衛門事件」

浪曲ブームで、桃中軒雲右衛門のレコードは飛ぶように売れたが、海賊版の横行も加速 → 裁判

1, 2審とも権利侵害, 大審院は非侵害

桃中軒雲右衛門(1873-1916)

大判大3・7・4刑録20輯1360頁, 大正3年(れ)第233號 著作権法違反竝附带私訴ノ件 第一審・東京地方裁判所, 第二審・東京控訴院

9

28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

保護対象となる著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

日本舞踊, バレエ, ダンス, 舞踏, パントマイムの振り付け
※ 演技でなく演技の型

四 絵画, 版画, 彫刻その他の**美術**の著作物

書, まんが, 舞台装置なども
※ 美術工芸品含む, 応用美術(絵付け茶碗, 皿)は議論あり

五 **建築**の著作物 <芸術的な建築物のみ>

芸術的な建造物, 橋, 高速道路, 公園なども
※ 芸術性のない一般住宅は対象外

10

28年度【知的財産法】杉山 務

絵画の著作物

東京高裁130123

ケロケロケロップ

被告著作



本件著作



輪郭の線の太さ、目玉の配置、瞳の有無、顔と胴体のバランス、手足の形状、全体の配色等において、表現を異にしていることが明らか

- ① 顔の輪郭が横長の楕円形 ② 目玉が丸く顔の輪郭から飛び出している
③ 胴体が短く、これに短い手足を ⇒ 通常予想される範囲内のありふれた表現

11

28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型 その他の図形の著作物

道路地図、住宅地図、観光地図、建物の設計図、グラフ、図解、地球儀、人体模型なども

※ 冷蔵庫等電気機器や機械の設計図は対象外

七 映画の著作物

劇場用映画、テレビ映画、ビデオ専用シネマ、テレビドラマ、テレビコマーシャルなど

※ ただし、録画されているものに限る

12

28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

八 写真の著作物

写真, グラビアなど

※ 3分間写真は, 通常著作物とはならない

九 プログラムの著作物

アプリケーションプログラム

編集著作物

編集物で素材の選択又は配列に創作性を有するもの

データベースの著作物

情報の選択又は体系的な構成に創作性を有するもの

13

28年度【知的財産法】杉山 務



足尾銅山

14

28年度【知的財産法】杉山 務

『廃墟の写真は模倣』 差止め提訴

写真家の丸田さん

「作品をまねされ、**著作権を侵害された**」

写真集の販売差し止めと損害賠償請求

足尾銅山付近の建物（栃木県）や

旧丸山変電所（群馬県）

「**長い時間をかけて文献などを調べて被写体を探し出し、現地に何度も足を運んで構図や撮影時期を選んでおり、高い創造性がある**」

「**類似点があまりにも多く、自分の方がまねをしたと思われ、不愉快だ**」

2009年1月10日 東京新聞朝刊

15

28年度【知的財産法】杉山 務

廃墟写真著作権侵害訴訟

知財高裁230510

両者の撮影方向は左方向からか、右方向からかで異なり、撮影時期が異なることから、写し込まれている対象も植物があつたりなかったりで相違している
そもそも、**撮影対象自体に本質的特徴があるということ**はできない

廃墟が既存の建築物である以上、撮影することが自由な廃墟を撮影する写真に対する法的保護は、著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできないというべきである

16

28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

保護対象とならない著作物 13条

- ▼ 憲法や**法律**
- ▼ 告示, 訓令, **通達** (国や地方公共団体発行)
白書は含まれない
- ▼ 裁判所の**判決**, 決定, 命令, 行政庁の採決, 決定
特許庁の審決
- ▼ 法律や告示, 判決などの**翻訳物**, **編集物**

著作権が発生せず, 著作人格権もないから加工編集自由

17

28年度【知的財産法】杉山 務

二次的著作物

変形著作物

- ・ 著作物の修正増減 批評, 注解, 附録, 図画
- ・ 美術著作物の異種複製 絵を彫刻, 彫刻を絵

翻案著作物

- ・ 外国の小説の舞台を日本に移し替え
- ・ 古典を現代語訳にする
- ・ 小説や戯曲の大筋を生かし趣向を変える

内面形式を維持しながら外面形式を大幅に変更

- ・ 脚色, 映画化, 小説を児童向けにリライト
ダイジェスト

小説の演劇化, 美術著作物の異種複製(写真, 彫刻)

18

28年度【知的財産法】杉山 務

編集著作物

12条

編集著作物の特徴

- ① 素材の選択又は配列によって創作性を有するもの
- ② 素材を著作物に限定しない
- ③ 素材の利用が適法であることを要しない

既存の著作物が素材(二次的著作物)

- ・ 新聞
- ・ 雑誌
- ・ 詩集

新規な著作物

- ・ 職業別電話帳
- ・ 列車時刻表
- ・ 人名録
- ・ 百科事典

19

28年度【知的財産法】杉山 務

ま と め



- 1 音楽CDは, 中古品販売できますか
- 2 映画のDVDは, 中古販売できますか
- 3 廃墟写真は, 著作物として権利がありますか
- 4 妖怪の図柄に著作権はありますか

その基本的考えは何ですか

ご清聴 ありがとうございました。

20

28年度【知的財産法】杉山 務

1 著作物

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

(1) 勝沼ワイナリー看板事件¹

- ①ワイナリーの広告看板に「ワイナリー」や「工場見学」という文字、ワイナリーへの方向を示す矢印及び距離、ワイングラスを想起させる図形を表示することは、一般的であると解されること
- ②グラスの上及び中に配置した文字のバランスに工夫があるとしても、素材を用いて図柄を作成する上での配置としてありふれたものの域を出ないし、グラスの形状にも、格別の創作性は認められないこと
- ③文字のうち「シャトー勝沼」の部分は毛筆体を思わせるやや角張った特徴のある書体であるが、書体の形態は文字の有する情報伝達機能を発揮するため必然的に一定の制約を受けるものであるから、書体に著作物性を認めるためには書体が顕著な特徴を有するといった独創性があることを要するところ、上記文字の書体にそのような独創性があるとは認められないこと
- ④広告看板の背景や素材に濃い青色と白色と黄色、あるいはこれらの色と赤色を採用して組み合わせることは、他の看板においても見られ1るものであつて（乙3）、ありふれたものにすぎないこと
- ⑤本件図柄及び本件各原告看板を一体として見たとしても、文字と図柄の単純な組合せにすぎず、全体として一つのまとまりのある表現物として創作性を有しているとは認められないことからすれば、著作権法上保護されるに足りる創作性があるということはできないと解される。

(2) 交通安全スローガン事件²

(3) 桃中軒雲右衛門事件³

(4) ケロケロケロピ事件⁴

(5) 廃墟写真著作権侵害⁵

2 二次的著作物⁶

3 編集著作物⁷

¹ 東京地裁 250702

² 東京地裁 130530

³ 大判大 3・7・4 刑録 20 輯 1360 頁 判決抜粋：即興的音楽ノ演奏ニシテ純然タル瞬間創作ニ屬スルモノハ演奏者ノ主観ニ於テ其旋律カ確定スル場合又ハ演奏者カ特ニ樂譜ヲ作りテ之ヲ固定セシメタル場合ノ外ハ音楽的著作物トシテ著作権法ノ保護ヲ受ルコトヲ得ス從テ此種ノ音楽ヲ蓄音機ニ寫調スルモノ僞作トシテ著作権法ノ制裁ヲ受クルコトナシ

⁴ 東京高裁 130123 擬人化されたカエルの顔の輪郭を横長の楕円形という形状にすること、その胴体を短くし、これに短い手足をつけることは、擬人化する際のものとして通常予想される範囲内のありふれた表現というべきであり、目玉が丸く顔の輪郭から飛び出していることについては、我が国においてカエルの最も特徴的な部分とされていることの一つに関するものであつて、これまた普通に行われる範囲内の表現であるというべきである。

⁵ 知財高裁 230510 両者の撮影方向は左方向からか、右方向からかで異なり、撮影時期が異なることから、写し込まれている対象も植物があつたり、なかつたりで相違しているし、そもそも、撮影対象自体に本質的特徴があるということではできないことにかんがみると、被告写真をもって原告写真の翻案であると認めることはできない。廃墟写真を作品として取り上げることは写真家としての構想であり、控訴人がその先駆者であるか否かは別としても、廃墟が既存の建築物である以上、撮影することが自由な廃墟を撮影する写真に対する法的保護は、著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできないというべきである。

⁶ 2条1項11号 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

⁷ (編集著作物) 12条1項 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。